

平成29年1月25日

周南市立（仮称）西部地区学校給食センター整備運営PFIアドバイザー業務委託に係る公募型プロポーザルの手続を以下のとおり開始しますので公告します。

周南市長 木 村 健 一 郎

1 プロポーザルの名称及び方法

(1) プロポーザルの名称

周南市立（仮称）西部地区学校給食センター整備運営PFIアドバイザー業務委託に係る公募型プロポーザル

(2) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル方式

2 業務の概要

(1) 業務名

周南市立（仮称）西部地区学校給食センター整備運営PFIアドバイザー業務委託

(2) 業務の目的

老朽化の著しい徳山西及び新南陽学校給食センターの代替施設となる（仮称）西部地区学校給食センターの整備運営をPFI事業として実施することとしている。

本業務は、（仮称）西部地区学校給食センターの効率的な施設整備と事業運営に向けて、法務、金融経済、技術等の専門的な支援を受けながら、PFI事業者の選定に資するものである。

(3) 業務内容

ア PFI事業者の募集・選定に係る支援

イ PFI事業者選定委員会の設置・運営支援

ウ 落札者の決定支援

エ 事業契約締結支援

オ 報告書の作成その他本業務に付随する業務

(4) 委託期間

契約締結の日から平成30年3月30日（金）まで

3 参加資格

次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 本業務の仕様書を踏まえ、本業務を確実かつ円滑に履行できる体制を整備すること。
- (2) 原則として業務体制の変更は行わないこと。ただし、やむを得ない事由により変更の必要が生じた場合は、事前に本市と協議のうえ、了承を得ること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (5) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 法人格を有する団体であって、本業務について十分な知見と遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- (8) 参加表明書の提出日時点で、「平成28・29年度周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」に登録されている者であること。

- (9) 中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあつては、平成28年11月1日から平成28年12月31日までに市に提出し、受付が完了していること。

#### 4 応募手続

##### (1) 募集要領等の交付

###### ア 交付期間

平成29年1月25日（水）から同年2月3日（金）まで

直接交付による場合の交付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

###### イ 交付場所

周南市毛利町2丁目2番地 周南市教育委員会教育部学校給食課

###### ウ 交付方法

直接交付（無料）またはホームページからのダウンロードによる。

##### (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出

###### ア 受付期間及び時間

平成29年2月8日（水）から同年2月10日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

###### イ 受付場所

4の(1)のイに同じ。

###### ウ 提出書類

周南市立（仮称）西部地区学校給食センター整備運営PFIアドバイザー業務委託における企画提案募集要領（以下、「プロポーザル募集要領」という。）による。

###### エ 受付方法

持参すること。

#### 5 優先交渉権者の選定

##### (1) 企画提案書の審査及び評価

企画提案書受付終了後、周南市立（仮称）西部地区学校給食センター整備運営

PFIアドバイザー業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行う。当該審査の日程及び会場等は、別途通知する。

(2) 最優秀提案者の選定

選定委員会は、企画提案書等の審査及びヒアリング結果により、本業務に最も適した最優秀提案者を優先交渉権者として選定する。

(3) 選定結果の通知

応募事業者全員に対して文書で通知する。

6 契約の締結

優先交渉権者とされた者と随意契約の交渉を行う。交渉が不調のときは、優先交渉権者の選定により決定された次点者と順次、随意契約の交渉を行う。

7 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、周南市教育委員会教育部学校給食課（電話0834-22-8418）とする。

(2) 提出書類等の作成及び提出等に要する費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出された書類等は、本プロポーザルの目的以外では応募者に無断で使用しない。

(4) 提出された書類等は、返却しない。

(5) その他、詳細は「プロポーザル募集要領」による。